

魚津市告示第152号

魚津市予約式乗合交通の使用料等徴収事務の委託について

魚津市予約式乗合交通運行条例施行規則（令和8年規則第12号）第3条に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により告示する。

令和8年6月26日

魚津市長 村椿 晃

1 主たる事務所の所在地及び代表者名

運行路線名等	主たる事務所の所在地	代表者名
回数乗車券	魚津市下樁8番地	上中島地域振興課会 会長 二川 正博

2 委託事務 使用料の徴収

3 委託期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

4 収納方法 市が指定する納付書で指定金融機関に納入する。